

令和元年度中丹緑の幼稚園育成事業実施要領

1 事業の趣旨

木や緑に親しむ木育活動を理解し、活動に積極的に取り組む幼稚園を「緑の幼稚園」として認定し、同幼稚園が実施する木育活動を支援することにより、次代を担う子供たちとその家族に木の良さや森林の大切さを伝え、府内産木材の利用を進めることを目的とする。

2 事業の実施内容

本事業において実施する内容は以下のとおりとする。

(1) 緑の幼稚園の認定

木や緑に親しむ木育活動を理解し、活動に積極的に取り組む幼稚園を「緑の幼稚園」として認定する。

(2) 緑の幼稚園に対する支援

ア 木育スタートアッププログラムの実施

緑の幼稚園が実施する木育活動のスタートとして、「森や木の紙芝居」の読み聞かせ及び「花や実のなる木」の苗木を提供し、育成を依頼する。

イ 府内産木材の家具と遊具の貸与

木育活動に活用する資材として、府内産木材の家具及び遊具（以下「貸与資材」という。）を別紙「貸与資材数量・決定方法」により、予算の範囲内で貸与する。なお、貸与期間は、認定の翌年度から起算して5年間とする（以下「貸与期間」という。）。

3 応募資格及び応募方法

(1) 応募資格

中丹広域振興局管内に設置された学校教育法第1条に規定する幼稚園で、暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号）第2条第2項に規定する暴力団又はその構成員（暴力団の構成団体の構成員を含む）の統制の下にない幼稚園であること。

(2) 応募方法

緑の幼稚園の認定を希望する幼稚園は、事業の趣旨を理解し、本要領の内容を了承の上、中丹緑の幼稚園育成事業計画書（別記第1号様式及び別紙1）に必要な書類を添付し、応募期日までに提出するものとする。

ア 応募期日

(ア) 当初募集 令和元年9月10日（火）午後5時まで

(イ) **追加募集 令和元年10月18日（金）午後5時まで（必着）**

イ 提出先

〒625-0036 京都府舞鶴市字浜2020

京都府中丹広域振興局 農林商工部 森づくり推進室 林業振興担当

4 緑の幼稚園の認定要件及び認定方法

(1) 認定要件

緑の幼稚園の認定を受けることができる幼稚園は、以下の要件をすべて満たす幼稚園とする。

ア 事業の趣旨を理解し、木育活動に積極的に取り組む幼稚園であること

イ 貸与資材を活用し、貸与期間中に継続して木育活動に取り組むこと

ウ 本要領に定める必要な報告を行うこと

(2) 認定方法

中丹広域振興局長は、(1)に定める認定要件を満たす7園を緑の幼稚園として認定し、緑の幼稚園認定通知書（別記第2号様式）により、通知するものとする。

なお、認定要件を満たす幼稚園が7園を超える場合は、別途定める「抽選の手順」に基づいて抽選会を実施し、7園を認定するものとする。

また、同幼稚園が7園に満たない場合は、速やかに追加募集を行い、同様に認定するが、追加募集を行った結果、応募総数が7園に満たなかった場合は、再度の募集は行わないものとする。

5 貸与資材の決定及び管理

(1) 貸与資材の決定

中丹広域振興局長は、緑の幼稚園に対し、貸与資材及び数量を緑の幼稚園貸与資材決定通知書（別記第3号様式）により、通知するものとする。

(2) 貸与資材の管理

貸与資材を受領した緑の幼稚園は、借用書（別記第4号様式）を提出するものとし、貸与期間中、事業の趣旨に沿って以下により、適切に活用し、管理するものとする。

ア 貸与期間中に紛失、破損または盗難した場合は、幼稚園の責任で修理、弁償すること。

イ 貸与期間中に貸与資材の使用で発生した事故等は、幼稚園の責任で対応すること。

ウ 要領7に該当することが判明した場合は、貸与資材を速やかに返却すること。

エ 貸与期間を経過後は、貸与を受けた幼稚園により、適切に処分すること。

6 木育活動の実施及び事業実施状況の報告

緑の幼稚園は、以下の木育活動及び報告を行うものとする。

(1) 木育活動の実施

中丹広域振興局から提供する「花や実のなる木」の育成等の活動を行うものとする。

(2) 事業実施状況の報告

ア 認定年度

別途送付するアンケートを送付時に指定する期日までに提出するものとする。

イ 認定の翌年度から貸与期間満了まで

毎年度3月10日までに事業実施状況報告書（別記5号様式と別紙2）を提出のこと。

7 認定の取り消し

緑の幼稚園が以下に該当すると認められる場合は、別記第6号様式より認定の取り消しを行うものとする。

(1) 緑の幼稚園育成事業に係る提出書類に虚偽の内容があった場合

(2) 要領4の(1)に規定する緑の幼稚園の認定要件を満たさなくなった場合

附則

この要領は、令和元年8月9日から施行する。

附則

この要領は、令和元年9月12日から施行する。

「貸与資材・数量決定方法」について

緑の幼稚園に認定された幼稚園に対する貸与資材の数量は、下記のとおり決定するものとする。

記

1 基本枠

認定された緑の幼稚園が均等に貸与する資材として以下の3つのタイプから選択のこと。

(1) タイプ1

品 名	数量	備 考
U字型テーブル	2	4～5人用
幼児ベンチ	2	3人掛け
積み木	2	Aタイプ

(2) タイプ2

品 名	数量	備 考
U字型テーブル	0	4～5人用
幼児ベンチ	5	3人掛け
積み木	2	Aタイプ

(3) タイプ3

品 名	数量	備 考
U字型テーブル	3	4～5人用
幼児ベンチ	0	3人掛け
積み木	2	Aタイプ

2 規模枠

1に加え、緑の幼稚園の園児数等を考慮の上、各園が希望する数量を予算の範囲内で貸与する。



U字型テーブル



幼児ベンチ



積み木 (Aタイプ)



積み木 (Bタイプ)

※Bタイプは、規模枠のみで配布

(参考)

令和元年度中丹緑の幼稚園育成事業における貸与資材の全体数量（品名別）の見込は以下のとおりです。希望数量を記載する際の参考としてください。

品 名	最大数量※	備 考
U字型テーブル	35	4～5人用
幼児ベンチ	68	3人掛け
積み木	70	Bタイプ(規模枠のみ)

※ 数量は、基本枠・規模枠合わせて、各品名に要望が集中した場合の最大見込数です。